

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 30年(平成61年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成41年3月31日まで)  |

警察庁丁運発第38号  
平成31年3月1日  
警察庁交通局運転免許課長

医師又は医師である者に準ずる能力を有する者の応急救護処置講習を免除する  
場合の事務処理上の留意事項について(通達)

「応急救護処置講習に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の事務処理上の留意事項について」(平成6年4月1日付け警察庁丁運発第42号)、「「応急救護処置講習に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の事務処理上の留意事項等について」の一部改正について」(平成14年3月1日付け警察庁丁運発第18号)及び「応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の一部を改正する規則の施行に伴う事務処理上の留意事項等について」(平成16年7月12日付け警察庁丁運発第57号)の有効期間の満了に伴い、これら通達を整理し、下記のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、上記通達は廃止する。

#### 記

#### 1 医師である者の応急救護処置講習を免除する場合

免許を受けようとする者が、医師であり、応急救護処置講習を免除する場合(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の6第1項第2号ニ)は、医師法(昭和23年法律第201号)第6条第2項の医師免許証の提示を求めること。

なお、提示された医師免許証については、その了解を得て、これを複写して免許申請書とともに保管すること。

#### 2 医師である者に準ずる能力を有する者の応急救護処置講習を免除する場合

(1) 応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第1号関係

規則第1号の歯科医師等の意義は、次の表のとおりであり、免許を受けようとする者が、規則第1号に掲げる者として応急救護処置講習を免除するときは、その者の有する資格に応じた免許証の提示を求めること。

なお、提示された免許証については、その了解を得て、これを複写して免許申請書とともに保管すること。

| 規則第1号に掲げる者 | 規則第1号に掲げる者の意                                     | 提示を求める免許証             |
|------------|--|-----------------------|
| 歯科医師       | 歯科医師法（昭和23年法律202号）第2条の免許を受けている者をいう。              | 歯科医師法第6条第2項の歯科医師免許証   |
| 保健師        | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保助看法」という。）第2条の保健師をいう。 | 保助看法第12条第1項の保健師免許証    |
| 助産師        | 保助看法第3条の助産師をいう。                                  | 保助看法第12条第2項の助産師免許証    |
| 看護師        | 保助看法第5条の看護師をいう。                                  | 保助看法第12条第3項の看護師免許証    |
| 准看護師       | 保助看法第6条の准看護師をいう。                                 | 保助看法第12条第4項の准看護師免許証   |
| 救急救命士      | 救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項の救急救命士をいう。               | 救急救命士法第6条第2項の救急救命士免許証 |

(2) 規則第2号関係

ア 免許を受けようとする者が、規則第2号の市町村の救急隊員である者として応急救護処置講習を免除するときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条の消防長が発行する救急隊員証明書の提出を求め、かつ、当該消防長発行に係る消防職員の身分証明書又は消防手帳の提示を求めること。

なお、提示された消防職員の身分証明書又は消防手帳については、その了解を得て、これを複写して免許申請書とともに保管すること。

イ 免許を受けようとする者が、規則第2号の都道府県の救急隊員である者として応急救護処置講習を免除するときは、都道府県知事が発行する救急隊員証明書の提出を求め、かつ、当該都道府県知事発行に係る都道府県職員の身分証明書の提示を求めること。

なお、提示された都道府県職員の身分証明書については、その了解を得て、これを複写して免許申請書とともに保管すること。

(3) 規則第3号関係

規則第3号の国家公安委員会の指定は、日本赤十字社救急法指導員について行

われている（応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の制定に基づき、日本赤十字社が定める資格のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有すると認められる者に対して与えられるものとして国家公安委員会が指定するものを定める件（平成7年国家公安委員会告示第5号））。

免許を受けようとする者が、日本赤十字社救急法指導員の資格を有する者であって、規則第3号に掲げる者として応急救護処置講習を免除するときは、日本赤十字社が発行する認定証（有効期間が満了していないものに限る。）の提示を求めること。

なお、提示された認定証については、その了解を得て、これを複写して免許申請書とともに保管すること。

#### (4) 規則第4号関係

規則第4号に規定する「都道府県公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者」として、消防機関が行う応急手当の講習の指導者（応急手当指導員）が該当する。

免許を受けようとする者が、これに該当し、応急救護処置講習を免除するときは、消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長）が交付する応急手当指導員認定証（有効期間が満了していないものに限る。）の提示を求めること。

消防職（団）員用の応急手当指導員認定証を提示する者に対しては、これに加えて、現に消防職員である者にあつては消防職員の身分証明書又は消防手帳を、消防団員である者にあつては消防団員手帳の提示を求めること。

消防本部又は消防団を退職した者にあつては、在職証明書（退職した日から3年が経過しないことを証するものに限る。）の提出を求めること。

なお、提示された応急手当指導員認定証、身分証明書、消防手帳又は消防団員手帳については、その了解を得て、これを複写して免許申請書とともに保管すること。

その他、規則第4号に該当するか否かの認定は、個別に判断し、本通達に準じた措置をとること。